

豊田市 FCトラック普及促進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和 45 年規則第 34 号）に定めるもののほか、FC トラックを導入する事業者に対する補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 この補助金は、FC トラックの導入に要する経費の一部を補助することにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与及び事業活動における脱炭素化を推進することすることを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずる者として市長が認定した者をいう。
- (2) 「FC トラック」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車であって、貨物自動車をいう。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第 4 条 この補助金の補助対象事業者は、FC トラックを導入し、市内事業者に同トラックを貸与する自動車リース事業者とする。ただし、市長が別に定める者はこの限りではない。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 豊田市税を滞納している団体又は個人
- (2) 暴力団又は暴力団員
- (3) 暴力団員が役員となっている団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 この補助金の補助対象事業は、FC トラックであって、初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車（中古の輸入車の初度登録を除く。）又は道路運送車両法第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受ける軽自動車（中古の輸入車の初度登録を除く。）（以下「新車」という。）を導入する事業とする。

4 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表 1 によるものとする。

(交付申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、FC トラック普及促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類
 - (2) 申請者の役員一覧表（様式第2号）
 - (3) 補助対象経費に係る見積書（原本又は写し）
 - (4) 貸与料金の算定根拠明細書及び借受人の営む主な事業及びその内容を証する書類
 - (5) 借受人と使用者が異なる場合、借受人と使用者の関係性がわかる書類（業務委託の契約書の写し等）及び使用者の営む主な事業及びその内容を証する書類
 - (6) 豊田市 SDG s 認証の認証書の写し（豊田市 SDG s 認証のうち、最上位認証又は上位認証を取得している場合に限る。）
- 2 前項の申請書は、市長に対し事業開始前までに提出しなければならない。
 - 3 交付の決定前に車両登録等を行う場合は、第1項の申請書において交付決定前に車両登録を行う旨を申し出なければならない。
 - 4 市長は、前項の申出があった場合は、申請書の受理通知書（様式第3号）を発行するものとする。

（交付の決定及び取消）

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書（様式第4号）又は不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。
 - 3 市長は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第4号に定める事業者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（補助対象事業の変更の申請）

- 第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ FC トラック普及促進事業補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ FC トラック普及促進事業補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに FC トラック普及促進事業補助金に係る補助対象事業事故報告書（様式第9号）を市長に提出して、市長の指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第11条 補助対象事業者は、市長が必要と認めて指示したときは、実施状況報告書（様式第10号）を市長が指示する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）自動車検査証記録事項（写）

（2）支払を証する書類（領収証等）（写）

（3）自動車賃貸契約書（写）

2 前項の報告は、事業完了日から起算して2月を経過した日又は補助対象年度の2月16日のいずれか早い日までに行うこととする。

（補助金の額の確定通知）

第13条 市長は、前条の補助対象事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第6条の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して額の確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、市長の指定する交付請求書（様式第13号）により、速やかに市長に補助金を請求するものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。ただし、別表2に定める期間を経過したときは、この限りではない。

2 市長は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象事業者に対し、導入した FC トラックの自動車検査証の写しの提出を求めることができる。

3 補助対象事業者は、市長の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返

還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

（書類の提出部数等）

第 16 条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1 部とする。

（個人情報に関する事項）

第 17 条 市長が事務の執行にあたり補助対象事業者から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）に使用する。

2 市長は、他の補助金に対する重複申請の調査のために、取得した個人情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む）及び愛知県に提供することがある。

（雑則）

第 18 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、補助金交付対象事業者指定申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象車種	補助対象経費	補助率	補助金の額
FCトラック	車両本体価格と通常車両価格との差額	1/12	補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、リース料差額相当額に補助率を乗じて得た額を上乗せした額 【上限額】 積載量2トン超のもの 14,200千円 積載量2トン以下のもの 3,500千円
上記に掲げる以外に、補助対象事業者が交付申請時において豊田市SDGs認証を有している場合、次の額を補助金の額に上乗せする。 【豊田市SDGs認証】 ゴールド：2,000千円 シルバー：1,000千円			

備 考

- 1 補助金の額は、当該補助対象事業に係る車両本体価格から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費及びリース料差額相当額に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。
- 4 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。

別表 2（第 15 条関係）

種別	営業用登録自動車及び 貸自動車業用自動車		自家用登録自動車 (貸自動車業用自動車を除く)	
	区分	処分 制限期間	区分	処分 制限期間
トラック	積載量 2 トン超のもの	4 年	道路運送車両法上の自動車の種別が、軽自動車のもの	4 年
			道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式のもの	4 年
	積載量 2 トン以下のもの	3 年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式以外のもの	5 年

備考

- 1 上記に該当しない車両の場合は、個別に判断する。
- 2 「貸自動車業用自動車」とは、いわゆるレンタカー車両として使用される FC トラックをいう。リース用車両ではない。